

○登録について会長コメント

日頃は文化庁様始め関係各位様の御支援のもと、会の目的である文化財建造物の保存における壁技術の伝承及び技能者の育成に努めているところであります。

文化財建造物は、先人が遠く昔から蓄積されてきた日本人の誇るべき生きて来た証であり、これを後世に引き継がれるべき歴史の遺産であります。

この度、伝統建築工匠の技が世界遺産に登録される事になりました。誠に喜ばしきことでもあります。日本人自身、伝統建築を見直すべきよい機会であり、我国の希少な技術であります「技」を引き継ぐべく、若手後継者の生活環境を整えられるよう、各界の御支援をよろしく御願い申し上げる次第でございます。

令和2年12月17日

全国文化財壁技術保存会 会長 安達保信

○登録の概要

国の選定保存技術であります「左官（日本壁）」、「建造物修理」、「建造物木工」、「檜皮葺・柿葺」、「建造物彩色」、「屋根瓦葺」、「建具製作」「畳製作」など計17件が、2020年12月17日「**伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術**」として、**ユネスコ無形文化遺産保護条約**により登録（代表一覧表への記載）されることが決まりました。

これら木造建造物を受け継ぐ伝統技術は、左官・木工・屋根葺・装飾・畳など、建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術です。

なお、より詳しい登録の情報は文化庁のホームページをご覧ください。

[「伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）について | 文化庁 \(bunka.go.jp\)](#)

また、上記ページ内の[印刷版](#)（531KB）もご覧ください。